

1、背景・根拠・課題整理

豊田市の総人口が減少する中でも、障がい者手帳所持者数は増加しており、障がいについての相談が著しく増加している。（障がい者手帳所持者数 実績・見込 各年度4月1日時点 重複取得あり）

	令和元年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	元→6年比較
総人口	42万5,340人	41万8,284人	41万6,747人	41万5,853人	△9,487人
身体障がい者手帳	1万2,771人	1万2,790人	1万2,686人	1万2,628人	△143人
療育手帳	3,270人	3,585人	3,688人	3,826人	556人
精神障がい者保健福祉手帳	3,072人	3,838人	4,095人	4,444人	1,372人

市民の声 課題

福祉サービスを受けたいが
「障がいに関する相談をどこにどう相談したらよいかわからない／相談事業所がどこも手一杯」

障がいに関する相談は大きく2つあり、①基本相談（障がいに関する様々な相談）と、②計画相談（障がい福祉サービス等利用計画案の作成等）どちらの相談も増加傾向で事業所は、逼迫状態にある。

※地域相談（地域移行支援、地域定着支援）を除く

<①基本相談> 相談支援利用人数 **5,661人**／R5（者4,209人、児1,452名）
5,526人／R4（者4,249人、児1,277名）

※一般相談総件数 **15,346件**／R5、14,904件／R4、11,608件／R2
対応内訳：訪問、来所相談、同行、電話相談、電子メール、個別支援会議、その他

<②計画相談> サービス等利用計画利用者数 **4,106人**／R5（者2,759人、児1,347名）
3,800人／R4（者2,560人、児1,240名）

※市内に特定相談支援事業所は**30事業所**（R6.4.1時点） 28事業所（R2.4.1時点）

2、現状（①基本相談の委託内容を見直し！）

令和6年度までは市内の地区関係なく、8法人10事業所の委託相談員**14名**で相談支援していた体制を見直し、令和6年度からは、中学校区ごとに担当事業所を設定し、11法人13事業所の委託相談員**24名**で相談支援を実施。また、基幹相談支援体制を見据え、ブロックでの相談を基幹の相談事業所が相談を受け付け、各中学校に割り振る仕組みを構築。



障がい者相談支援委託見直し後の各種意見

令和5年度まで	→ 令和6年度から
市民等は、障がいに関してどこに相談してよいか不明確であった。	→ 中学区ごとの相談先で分かりやすく、各関係機関との連携も取りやすくなった（学校等）
市内全域から相談が入るため、地域性も生かせず、移動等も不効率であった。	→ 身近な地域の相談を受け付けることができ、また移動等の効率も向上した。
自立支援協議会等への会議出席が業務時間をひっ迫し相談支援に影響を与えていた。	→ 自立支援協議会内での役割を明確にし、役割（責任）に応じた会議出席とした。

3、（仮）豊田市基幹相談支援センター構想

障がいに関する相談

基幹相談支援センターとは・・・ **誰でもどのようなことでも相談できる窓口**

「相談支援事業所」と「基幹相談支援センター」のちがいは

「相談支援事業所」は、主に障がい福祉サービスを利用する障がい者向けにケアマネジメントと伴走支援を行い、「基幹相談支援センター」では、どのような相談も受け付け、地域全体の「支援力」を底上げする役割も担う、中核的な役割を担う相談機関。（令和4年4月時点 全国で1,156か所 うち愛知県内54か所設置）

「基幹相談支援センター」は、これまでも各市区町村が設置すべき相談機関として障がい者総合支援法に位置づけられていたが、令和6年4月からは設置が市区町村の努力義務となった。

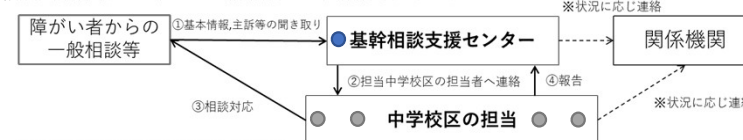


豊田市の広大な地域性を考慮し、1か所ではなく、現状の5ブロックそれぞれに「基幹相談支援センター」を設置し、地域に密着した相談支援体制を構築していく。



「豊田市5つの障がい者基幹相談支援センター構想（案）」

（1）相談支援体制の地域ごとの情報管理・支援体制の充実



（2）豊田市地域自立支援協議会の運営

基幹相談支援センターを中心に5つのブロックごとに地域の課題認識、共有を図る。各ブロックで協議した内容を基幹会議に持ち寄り、地域課題の検討、施策反映を実施していく。

（3）各種コーディネート機能の集約

- ア 地域生活支援拠点コーディネーター
- イ 医療的ケア児コーディネーター
- ウ その他障がい児者・家族と関係機関をつなぐコーディネーター

4、今後のスケジュール

次期ライフサポートプランの重点事項として「豊田市5つの障がい者基幹相談支援センター構想（案）」を掲げ、今後3年間で集中的に検討していく。障がいがある人、少しでも不安に思う人が相談でき、地域で支え合い、自立できる体制づくりを構築していく。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
ライフサポートプラン ↳計画策定	第 5 次	※福祉・児計画 改定			(仮) 第 6 次
	※福祉・児計画 作成	方針案作成	市民意識調査	計画作成	
基幹構想 ↳具体施策の 検討	課題整理 委託相談見直し	構想案作成	補助金申請・予 算確保	新体制契約等	基幹相談支援 センター設置
		自立支援協議会内に専門部会を設置し、支援策を検討			